

## 本県の特別支援教育の現状と課題

- ・ 本県の特別支援教育の現状と課題 … 1 ページ
- ・ 特別支援学校（国立を含む）・特別支援学級・通級指導教室  
に在籍する児童生徒数の推移【全国・本県】 … 2 ページ
- ・ 平成 30 年度特別支援学校配置状況 … 3 ページ
- ・ 本県特別支援学校高等部卒業生進路状況 … 4 ページ
- ・ (参考) つなぎ愛シート（個別の教育支援計画） … 5 ページ

【別冊】 (参考) 特別支援教育関連用語

# 本県の特別支援教育の現状と課題

幼小中高での  
特別な支援を要する人数  
約 3,300 人

## 通常の学級

263 人

※中学校特別支援学級  
からの3年間の進学者数

## 通級指導教室

3 人

高等学校

### <課題> 特別支援学校

#### 高等部卒業生の進路保障

【現在の取組】

- 企業との連携
- 福祉との連携
- 職業教育

### <課題> 高等学校

#### 本人、保護者の障害の受容

【現在の取組】

- 校内委員会の設置
- 出身中学校からの情報提供
- つなぎ愛シートの活用
- 連携の仕組み作り

特別支援学校に  
在籍する人数

約 1,500 人

## 高等部

617 人

(うち 215 人は、中学校  
特別支援学級からの  
3年間の進学者数)

特別支援学校

約 6 割

中学校特別支援学級からの進学者

約 4 割

内部進学

## 特別支援学級

576 人

## 通級指導教室

59 人

## 特別支援学級

1,606 人

## 通級指導教室

694 人

147 人

※障害のある幼児に実際に個別の指導計画を作成している人数 (H29.9 現在)

### <課題> 中学校特別支援学級等卒業生の進路選択

- 本人・保護者の意向を確認しながら学校長が市町村教委へ報告

### <課題> 幼稚園、小・中学校

#### 特別支援学校のセンター的機能の活用

【現在の取組】

- 巡回相談及び個別の教育相談の実施
- つなぎ愛シートの普及
- 特別支援学校で開催する研修会への参加

### <課題> 就学前の障害のある幼児の進路選択

- 市町村教育委員会に設置された教育支援(就学指導)委員会で情報収集
- 本人・保護者の意向を確認しながら、最終、市町村教育委員会が判断

### 福祉型児童発達支援センター

県内 12 施設 定員 320 名

## 中学部

345 人

## 小学部

500 人

### 和歌山ろう学校 通級指導教室

21 人

## 幼稚部

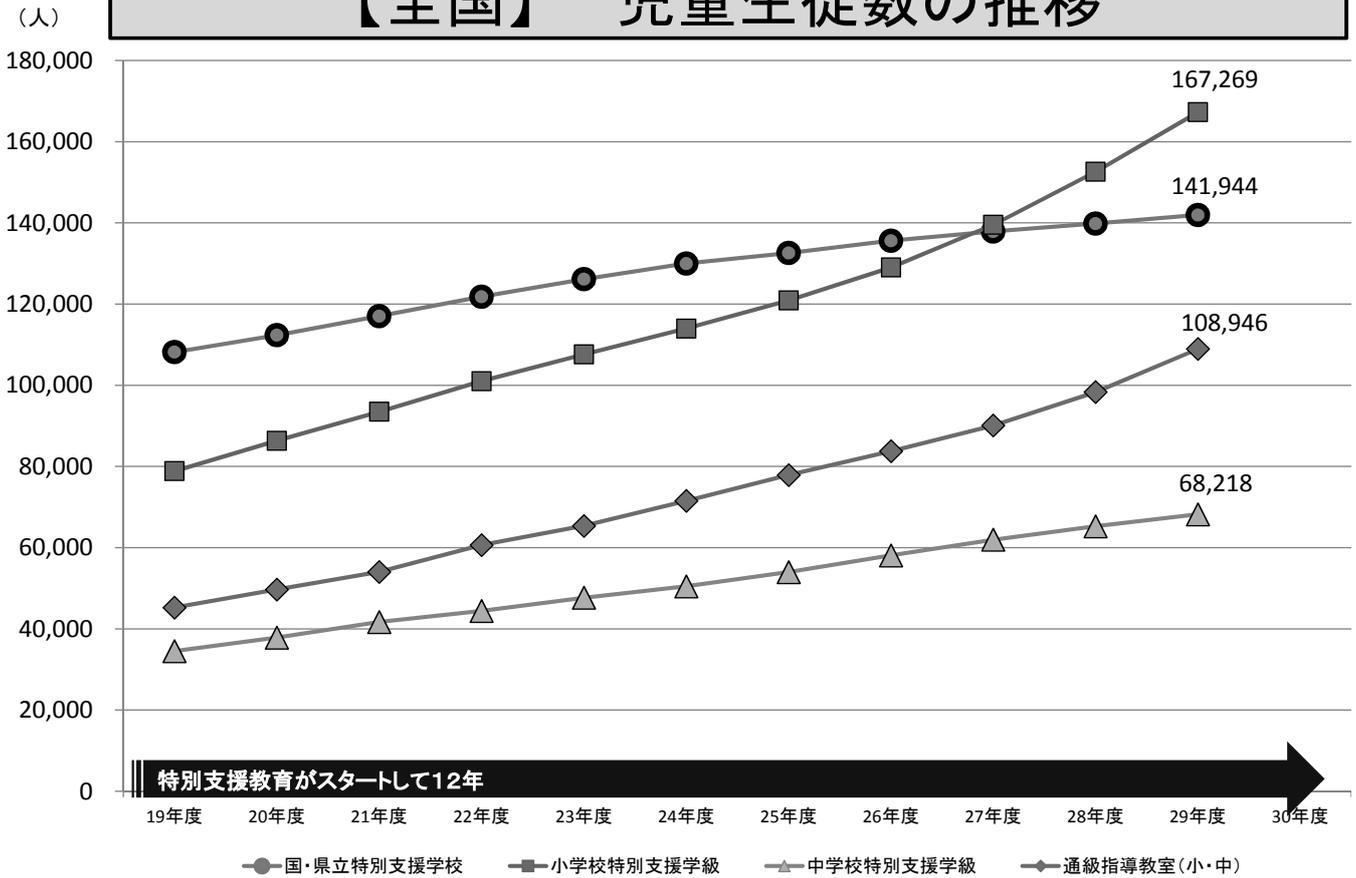
8 人

※盲・ろうに設置

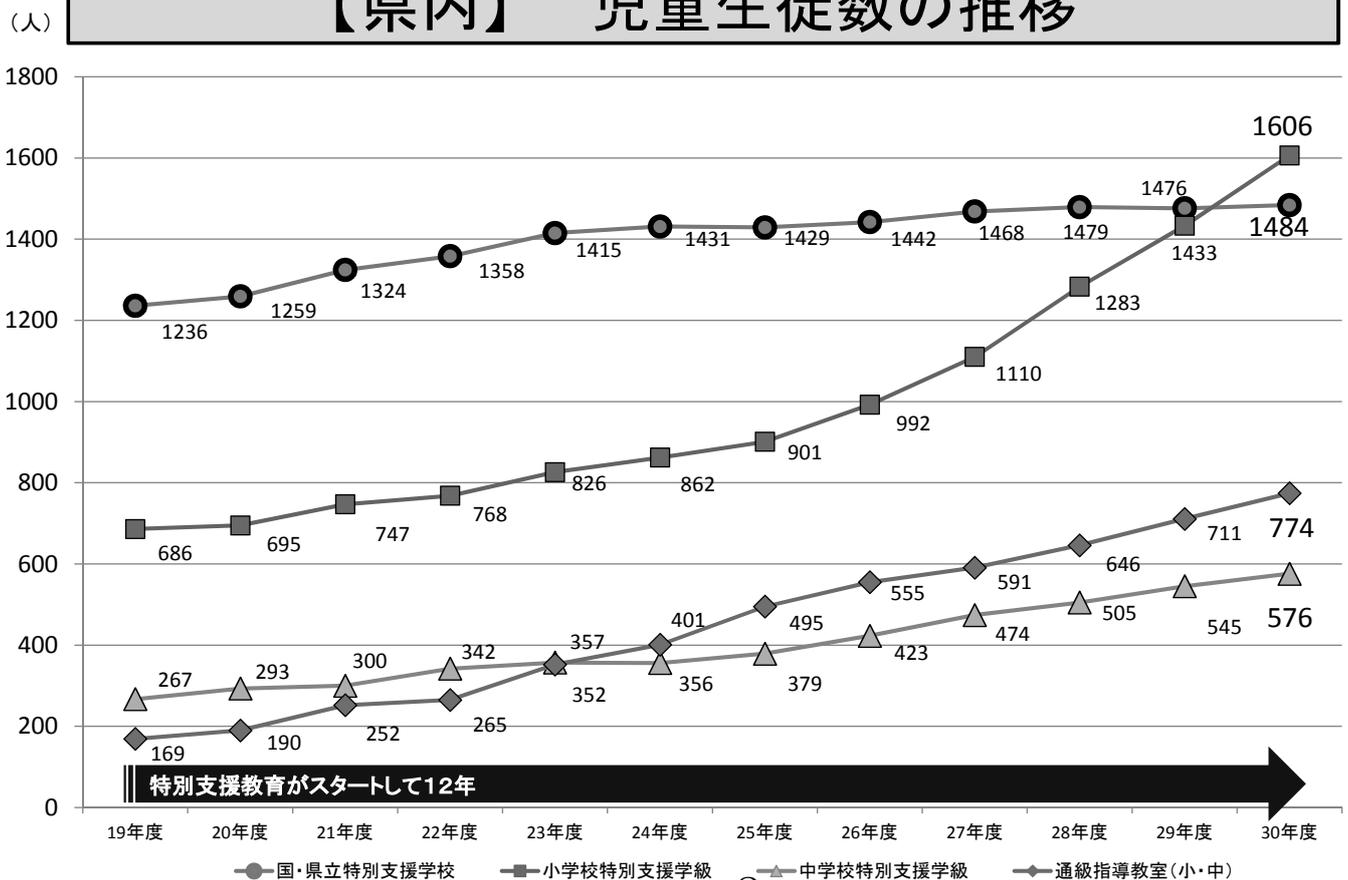
特別支援学校

公立幼稚園  
認定子ども園

## 特別支援学校(国立含む)・特別支援学級・通級指導教室に在籍する 【全国】 児童生徒数の推移



## 特別支援学校(国立含む)・特別支援学級・通級指導教室に在籍する 【県内】 児童生徒数の推移



# 平成30年度特別支援学校配置状況

県立 11校  
国立 1校

**和歌山さくら支援学校 (平成24年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計198人  
知 184人 (小62人、中42人、高80人)  
肢 14人 (小9人、中1人、高4人)

**和歌山ろう学校 (大正7年開校)**  
聴覚障害 計46人  
(幼5人、小13人、中5人、高23人)

**和歌山大学教育学部附属特別支援学校 (昭和51年開校)**  
知的障害 計58人  
(小14人、中15人、高29人)

**紀北支援学校 (昭和48年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計270人  
〈本校〉  
知 215人 (小70人、中49人、高96人)  
肢 44人 (小20人、中11人、高13人)  
〈愛徳分教室〉  
肢 11人 (小5人、中6人)

**たちばな支援学校 (平成3年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計162人  
知 148人 (小56人、中24人、高68人)  
肢 14人 (小8人、中2人、高4人)

**みはま支援学校 (昭和54年開校)**  
病弱 計44人  
(小8人、中14人、高22人)

**はまゆう支援学校 (昭和52年開校)**  
知的障害・聴覚障害 計176人  
知 175人 (小38人、中46人、高91人)  
聴 1人 (小1人)

**南紀支援学校 (昭和42年開校)**  
肢体不自由 計30人  
(小11人、中6人、高13人)

**和歌山盲学校 (大正7年開校)**  
視覚障害 計21人  
(幼3人、小2人、中8人、高8人)



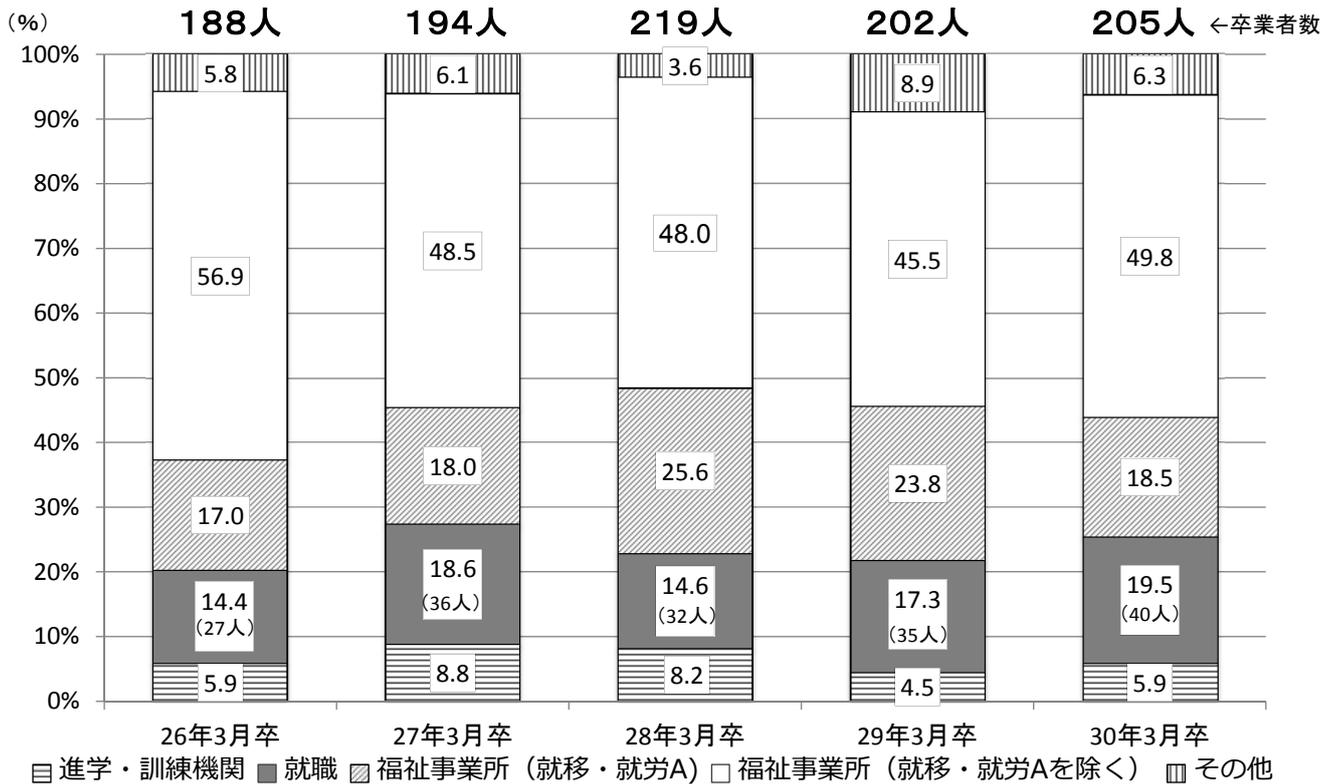
**きのかわ支援学校 (昭和61年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計173人  
知 159人 (小55人、中44人、高60人)  
肢 14人 (小8人、中3人、高3人)

**紀伊コスモス支援学校 (平成11年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計228人  
知 191人 (小77人、中36人、高78人)  
肢 37人 (小19人、中11人、高7人)

**みくまの支援学校 (平成2年開校)**  
知的障害・肢体不自由 計78人  
知 64人 (小15人、中18人、高31人)  
肢 14人 (小9人、中4人、高1人)

# 本県特別支援学校高等部卒業生 進路状況

(対象：本科・専攻科卒業生)



\* 「その他」では、在宅、進路未定、短期入所等をカウントしている。

\* 「就移」とは就労移行支援事業所、「就労A」とは就労継続支援A型事業所のこと。

## 過去5年（H25～H29）の就職状況の特徴

(1) 就職した高等部卒業生(170名)の就職先を業種別(参考:日本標準産業分類)に分類  
(和歌山県教育委員会調べ)

**☑「医療、福祉」「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」は5年連続で就職者があり、この4業種で全体の約75%(約130名)を占める。**

- ・ 「医療、福祉」(約30%) …介護関係業務が最も多く、介護職員初任者研修を在学中に受講し、修了資格を生かす生徒が多い。
- ・ 「製造業」(約20%) …機械部品から日用雑貨、食品まで多岐にわたる。
- ・ 「卸売業、小売業」(約20%) …スーパーマーケットが最も多く、野菜の袋詰めや品出し、惣菜作り等に従事する生徒が多い。

**☑平成25年度 5業種 → 平成29年度 11業種へ就職**

「運輸業、郵便業」「農業、林業」「金融業、保険業」「公務」等、就職先となる業種が年々増えつつある。

(2) 就労系福祉事業所となる「就労移行支援事業所」や「就労継続支援A型事業所」と「一般就労」との間で進路選択に悩む生徒、保護者が多い。

本人	フリガナ	キノクニ イチロウ		性別	生年月日		
	氏名	紀の国 一郎		男	年 月 日生		
	住所	〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇		保護者氏名	紀の国 太郎		
				緊急連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	診断名	知的障害		療育手帳	〇〇	(平成 〇年 〇月交付)	
				身体障害者手帳	△種△級	(平成 △年 △月交付)	
精神障害者保健福祉手帳				級	(平成 年 月交付)		
居住地内 小学校名	小学校名 【 〇〇市立□□小学校 】		中学校名 【 〇〇市立◇◇中学校 】				

1 学校生活への期待や成長への願い (こんな学校生活がしたい、こんな子供(大人)に育てほしい、など)

本人から	目に入るものすべて気になってしまい、自分ではコントロールできない。	保護者代筆
保護者から	家でも落ち着いて遊んでほしい。	
教員から	みんなと一緒にできる活動を増やしたい。	

2 現在のお子さんの様子 (得意なこと・頑張っていること、不安なことなど)

好きなことは、ゲームやTV、DVDを見ること、水遊び、プールは好きです。  
一つの遊びに集中できなくて、家でも落ち着きがないです。部屋の中ではドタバタしている様子です。私に時間があるときは、TV、ゲームなど一つ一つ片づけてから次の遊びをするようにしていますが、言うことを聞いてくれません。  
お菓子とかも好きで、ほぼ何でも食べますが、トマトとイチゴなどは嫌いです。  
このまま子どもの体が大きくなっていったとき、私たちが面倒を見ていけるのか不安です。

3 支援機関による支援

在籍校	学校名	〇〇県立△△支援学校				
	学部・学年等	幼・ <b>小</b> ・中・高	4年	担任名: □□ □□		
相談支援 事業者	事業者名	計画作成担当者:				
医療・福祉 教育・労働 その他 ( )	支援機関:	〇〇医療センター小児科	担当者: △△△△	連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	支援内容:	定期的に受診し、発達相談を受けている。				
	支援期間:	( 3歳 ) ~ ( )				
医療・福祉 教育・労働 その他 ( )	支援機関:	児童デイサービス〇〇〇	担当者: △△△△	連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	支援内容:	週3回 放課後、友だちと一緒に過ごしている。				
	支援期間:	( 小学1年 ) ~ ( )				
医療・福祉 教育・労働 その他 ( )	支援機関:	〇〇医療センター OT	担当者: △△△△	連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	支援内容:	2週間に1回 少しでも落ち着いて集中して取り組めるようにOTを受けている。				
	支援期間:	( 5歳 ) ~ ( )				
医療・福祉 教育・労働 その他 ( )	支援機関:		担当者: △△△△	連絡先: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
	支援内容:	年1回聴力を見てもらい、聞こえの状態を検査している。				
	支援期間:	( 5歳 ) ~ ( )				



**4 支援の目標**

■ 2つから3つのスケジュールに沿って活動できる。

落ち着いて活動することができると、みんなと一緒に活動する場面も増える。そのためには、一緒に活動できる場面を増やすことが必要であることを保護者と確認した。  
また、当面の支援の目標として、活動を理解し、取り組む力をつける方向で検討することを保護者と共有した。

学校の指導・支援	家庭の支援（ご家族からの支援）
<p>■ 活動以外のものや掲示物など刺激となるものを見えないように環境を設定する。</p> <p>■ ○○することに選択肢を用意し、自分で決めるようにする。</p>	<p>■ 家庭でも、時間のある時には、TV、DVD、ゲームを選択して遊ぶようにする。</p> <p>■ 遊びの空間を設定し、机上で遊べるようにしていく。</p>

**5 合理的配慮の提供**

【合理的配慮の観点①「教育内容・方法」については、「個別の指導計画」にその内容等を記載し教育活動にあたります。】

---

【合理的配慮の観点②「支援体制」、観点③「施設・設備」に関する記載事項（個別性を踏まえて記入します）】

☆○○小学校居住地校交流を学期1回（年間3回）実施。

確認事項

- 子どもの実態について、事前に交流校の支援学級や通常学級の子どもを対象に本校職員が伝えに行く。
- 少人数の支援学級との交流から取り組み、通常学級への交流へと進める。
- 支援学級の学習内容を事前に取り組む。

☆災害時には、衝立などを活用し、子どものスペースがわかるような空間を作る。また、その場所には子どもの好きな遊び道具を置く。

**6 支援会議等 / 心理・発達検査の記録（必要に応じて別様にて作成を行います。）**

**7 成長の様子（「4. 支援の目標」を踏まえた記述を行います。）**

学校生活全般にわたって、経験したことであれば、事前に写真を提示することで何をするのかの見通しを持ち、みんなと一緒に学習に参加できるようになってきている。家庭でも遊びの時には、遊びの空間で机上で20分程度遊ぶことができるようになり、遊びの写真カードを壁に提示しておくことで、遊びの写真カードを母に渡して、そのおもちゃが欲しいことを伝えるようになってきた。事前に活動の見通しを伝えること、何をどれだけするのかを伝えることで学校及び家庭でも一緒に活動することができてきた。

**8 来年度への引継ぎ（第5学年へ向けて）**

- 事前に2～3の写真でスケジュールを伝え、3～4つ目に遊びの選択カードを提示すること
- 初めてのこと、苦手なことは、事前に具体物を見せる、個別に経験すること
- 苦手な活動は、何をどれだけするのか交渉するため選択肢を提示すること
- 遊びは、複数の写真カードから選択できるようにすること

上記1～5までの内容について確認しました。

平成 年 月 日 保護者確認欄

【年度末】 記載されているすべての内容について了解し確認しました。

平成 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

# (参考) 特別支援教育関連用語

## 【特別支援学校】

- 比較的障害の重い子供を対象として教育を行う学校 (設置学部…幼稚部・小学部・中学部・高等部)
- 対象とする5つの障害種別  
「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」
- 学校の形態…単一の障害種に対応／複数の障害種 (例：知的障害・肢体不自由) に対応
- 障害の程度…学校教育法施行令第22条の3で規定
- 就学先の検討・決定  
(義務教育段階) 市町村教育委員会が設置する教育支援委員会で審議。  
障害の状態、教育上必要な支援内容等の検討／本人・保護者の意見を聴取し、意向を尊重  
※高等部への進学希望は、本人・保護者の意向を確認し中学校において進路指導が行われる。

## 【特別支援学級 (小・中学校)】

- 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数学級  
(「知的障害特別支援学級」、「自閉症・情緒障害特別支援学級」等がある)
- 学級編制…1学級8人
- 障害の種類 (下線…本県設置)  
「知的障害」「自閉症・情緒障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」
- 入級の検討・決定  
・保護者の同意とともに、学校長が教育支援委員会や市町村教育委員会から助言を得て判断  
障害の状態、教育上必要な支援内容等の検討／本人・保護者の意見を聴取し意向を尊重

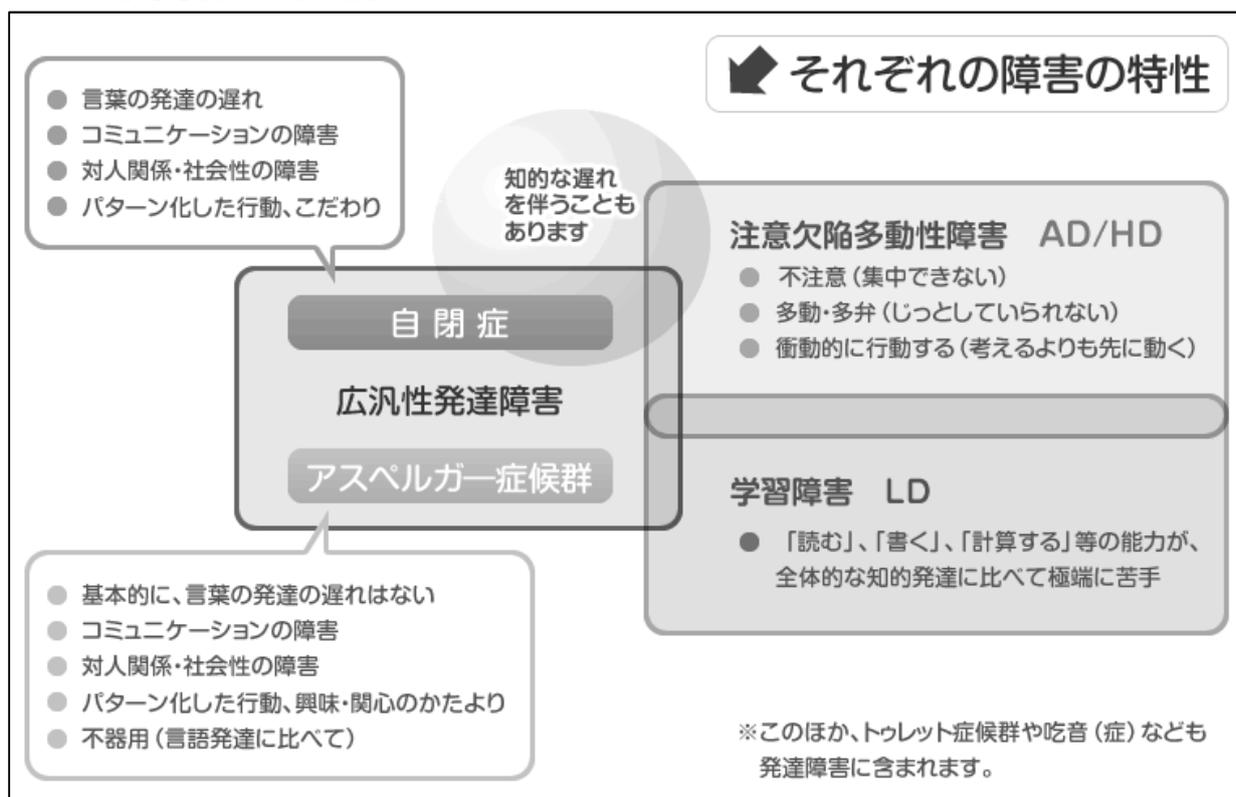
## 【通級による指導 (通級指導教室) 小・中・高等学校】

- 通常の学級に在籍する障害のある子供に対して、ほとんどの授業を通常の学級で行い、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別な指導を特別の場で実施
- 授業時数 週1～8単位時間 (学習障害、注意欠陥多動性障害…月1単位時間でも可能)
- 障害の種類 (下線…本県設置)  
「言語障害」「自閉症」「情緒障害」「難聴」「弱視」「病弱・身体虚弱」「肢体不自由」  
「学習障害」「注意欠陥多動性障害」
- 入級の検討・決定…特別支援学級入級への対応と同様

## 【発達障害】

### ■ 発達障害は、脳機能の発達が関係する障害

- ・発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手
- ・その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくない。
- ・親のしつけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくる。



(内閣府大臣官房政府広報室 政府広報オンラインから参考・引用)

- 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 (平成 24 年 12 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合

### 小・中学校の通常の学級に推定値 6.5%程度<sup>\*</sup>在籍

(<sup>\*</sup>学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでないことに留意)

- 発達障害者の自立に有効なスキル (発達障害者支援センターポラリス…教育現場への期待)

- ① 基本的な生活習慣を身に付ける
- ② 適切に自己理解ができている
- ③ 問題解決のためのコミュニケーション力が付いている
- ④ ストレスと上手く付き合える力が身に付いている

## 【特別支援学校のセンター的機能】

特別支援学校が有する専門性を生かし、地域の小・中・高等学校等からの要請に応じて相談支援活動を行います。

### ■法的根拠 学校教育法第74条

「特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」

### ■期待されるセンター的機能の例示（中央教育審議会答申（平成17年12月））

- 1 小・中学校等の教員への支援機能
- 2 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- 3 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- 4 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- 5 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- 6 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

### 本県特別支援学校に共通する「8つの強み」

- ① 障害の特性理解・実態把握
- ② 特別支援学級教育課程の編成
- ③ つなぎ愛シート・個別の指導計画の作成と活用
- ④ 自立活動の指導
- ⑤ 教材・教具の作成と活用
- ⑥ 研究協力・特別支援教育に係る情報発信
- ⑦ 障害のある子供のキャリア教育
- ⑧ 特別支援学校が有するネットワークの照会

### ■各特別支援学校における小・中学校等への地域支援活動

- ・巡回教育相談や来校教育相談の実施
  - ・特別支援学校見学や体験入学の機会設定
  - ・学校を会場とした特別支援教育研修の開催
- 他

## 【障害の種類と程度等】

### 視覚障害

- ・視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態。
- ・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識に困難さがある。

### 聴覚障害

- ・身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態。
- ・補聴器等の使用によっても通常の話声を解することに困難さがある。

### 知的障害

- ・知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こる。
- ・他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに援助を必要とする。また、社会生活への適応に困難さがある。

### 肢体不自由

- ・身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作に困難さがある。
- ・中枢神経系の損傷による「脳性まひ」を主とした脳原性疾患が多く見られる。

### 病弱 身体虚弱

- ・心身の病気のため継続的又は繰り返し、医療又は生活規制（生活の管理）を必要とする状態。
- ・病弱教育の対象には、小児慢性特定疾患、うつ病等の精神疾患等がある。

### 言語障害

- ・発音が不明瞭であったり、話し言葉がスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。
- ・構音や吃音の指導、言語機能に関する発達の遅れや偏りへの指導等が行われる。

### 情緒障害

- ・状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態。（心理的な要因による「選択性かん黙」等が含まれる。）

### 自閉症

- ・①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害。
- ・他人との意思疎通や対人関係の形成等に困難さがある。

### 学習障害 (LD)

- ・全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
- ・通級による指導（通級指導教室）の対象になっている。
- ・図形を含む課題が苦手な場合等には、視覚認知能力や空間操作能力の要因を明らかにした上で、図形の特徴や操作を言葉に直す等の指導が行われる。

### 注意欠陥 多動性障害 (AD/HD)

- ・年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、不注意、又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。
- ・通級による指導（通級指導教室）の対象になっている。
- ・不注意な間違いが多い場合には、他の情報に影響を受けやすいのか等の要因を明らかにした上で、いくつかの情報の中から必要なものに注目する指導等が行われる。